

日医発第1204号(健Ⅱ316F)
令和2年3月11日

都道府県医師会長 殿
都市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
横倉義武
日本医師会感染症危機管理対策室長
釜范敏

地域における帰国者・接触者相談センターに対する支援体制の構築について

新型コロナウイルスの感染拡大に備え、重症化の疑いのある事例について、なるべく早く診断を確定し、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐことを目的として、現在、各地域において「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」が設置されています。

一方で、各地域では新たな感染者が日々報告され、国民の不安も増しており、全国の相談センターにおいて住民からの受診相談等に十分対応できないといった状況が発生しております。

こうした状況を受け、本会は、都道府県医師会ならびに都市区等医師会に対し、地域における感染がさらに拡大した場合の、地域医療提供体制を守るために、地域の実情に応じて、相談センターへの支援をご検討いただきたいと考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員のご協力が得られますよう周知を図っていただきますとともに、地域の実情に応じた支援体制の構築に向け、自治体等との緊密な連携について、特段のご配慮を賜りますようご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本会といたしましては、貴会および貴会会員のご支援に対し、各自治体等から本事業への適切な予算措置がなされるよう、国に対して強く要請しておりますことを申し添えます。

支援案

〇〇医師会新型コロナ受診相談窓口（仮称）の設置

(1) 役割（業務内容）

電話相談

帰国者・接触者相談センターの業務のうち、医学的判断が必要な発熱や呼吸器症状を有する者への電話によるトリアージ。

(2) 設置場所の例

休日・夜間診療所、検診センター等、住民への連絡先の周知が容易である場所に設置

地域により単独の設置が難しい場合には、複数の医師会による共同運営も検討

(3) 留意点

- ・ 検体採取ができる施設の情報を共有する
- ・ 緊急的な設置であり、更新の有無を含め対応を解除する時期を定める

(健Ⅱ317F)

令和2年3月11日

都道府県医師会
都市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

帰国者・接触者相談センターの運営について

「地域における帰国者・接触者相談センターに対する支援体制の構築について」は、令和2年3月11日付け日医発第1204号(健Ⅱ316F)をもってご連絡申し上げたところです。

上記に関連し、今般、同センター業務の外部委託について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部(局)あて別添の事務連絡がなされましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

同事務連絡においては、外部委託にあたり、地域医師会、医療機関等の関係者等と調整の上、地域の実情に応じた方法を柔軟に検討するよう依頼がなされております。

また、同センターの業務を外部委託する場合についても、「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」の申請額の範囲内で実施可能とする旨、同省より各都道府県等衛生主管部(局)あて事務連絡が発出されておりますので併せてご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※厚生労働省文書の送付は省略しております。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HP(以下URL参照)に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html